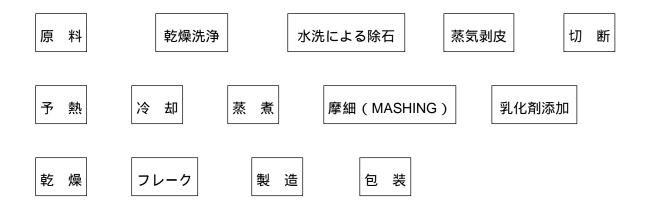
ポテトフレーク 第 11.05 項

ዹ 貨物概要

下記製造工程からつくられた乳白色フレーク状細片物。マッシュポテトの原料として使用する。



→ 分類

関税率表第 1105.20 号 (統計番号 1105.20-000) のばれいしょのフレーク

→ 分類理由

関税率表解説第 11.05 項によれば、「ばれいしょを蒸煮し、つぶし、次いでそれを乾燥して得られるフレーク状のもの及び品質改善のための乳化剤等を添加したものであってもよい」とされていることから、本品は、同項の範囲内にとどまる物品と認められ、上記のとおり分類されます。

なお、第 20 類には同類注 3 の規定から第 11.05 項の物品で第 11 類に定める方法以外の方法によって調製されたもの(例えば、他の物質を加えたばれいしょ調製品の特性を有する物品)が属することとなります。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況 によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)